

所管事務調査
「情報コミュニケーション条例制定の必要性に
ついて」
調査に至った背景・現状についての説明

令和3年5月15日

佐賀市議会 文教福祉委員会

文教福祉委員会がこの間取り組んできた「情報コミュニケーション条例制度の必要性」についての所管事務調査に関して、取り組みに至った背景と現状をご説明します。

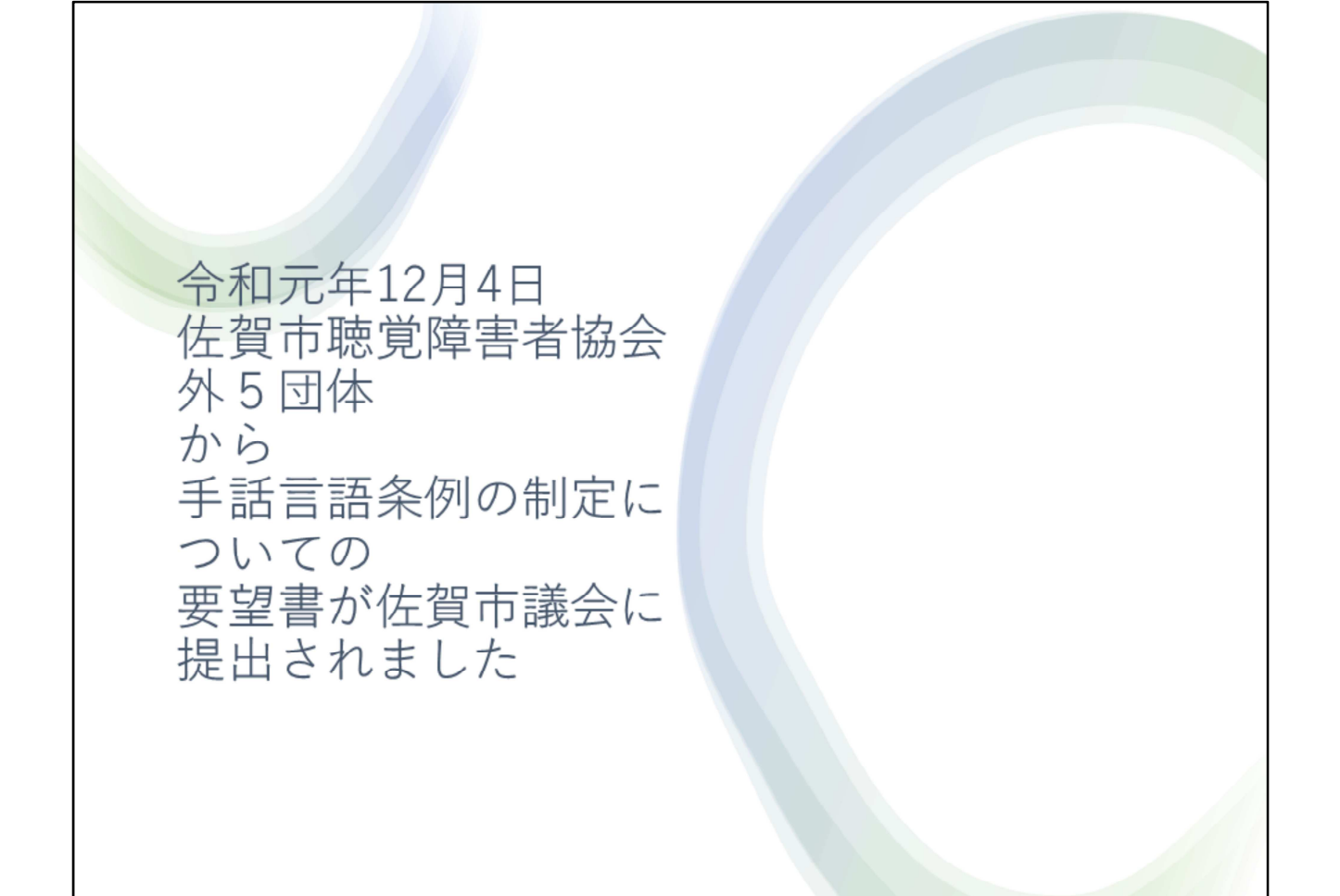


調査期間は令和2年10月15日から令和3年3月8日までで、その間、10回にわたり委員会を開いてきました。

調査事項として「情報コミュニケーション条例制定の必要性について」としておりますが、この事項も、当初は「手話言語条例の制定の必要性について」(仮称)としていたものが、調査を進める中で今の名称に決まって行ったのです。

調査に至った経緯

それでは、調査に至った経緯をご説明します。



令和元年12月4日
佐賀市聴覚障害者協会
外5団体
から
手話言語条例の制定に
ついての
要望書が佐賀市議会に
提出されました

令和元年12月4日、佐賀市聴覚障害者協会ほか5団体（佐賀県聴覚障害者協会、佐賀県難聴者・中途失聴者協会、佐賀県手話の会連絡協議会、佐賀要約筆記サークル「虹の会」、佐賀県聴覚障害者サポートセンター）から手話言語条例の制定を求める要望書が佐賀市議会に提出されました。

佐賀県聴覚障がい者団体等と
文教福祉委員会との意見交換会



これを受けて、令和2年1月29日に佐賀県聴覚障害者団体等の皆さんと文教福祉委員会との意見交換会を開きました。

ここでは、ろう者、中途失聴者、難聴者などそれぞれの当事者の方たちが置かれている現状や生活上の不便、また手話通訳者や要約筆記者などのコミュニケーションを支援する人材の不足のことなど厳しい実情をお聞きしました。

また、改めて手話言語条例の制定の要望をお受けしました。

佐賀県議会視察研修

「佐賀県手話言語と聞こえの共生社会 づくり条例」 について

令和2年7月17日



そこで、平成30年9月26日にすでに「佐賀県手話言語と聞こえの共生社会づくり条例」を議員提案で制定されていたことから、令和2年7月17日に佐賀県議会を視察し、議会側、執行部側の条例制定に至るまでの経緯や現状について話を伺いました。

そしていよいよ
所管事務調査が
始まりました。



佐賀県議会への視察を受けて、委員会で協議をしたところ、条例制定は必要としながら、県と同じく議会で制定すべきという意見や専門性が高く実効性を持たせるためには執行部に制定を促した方がいいという意見が出された結果、執行部から現状の聞き取りや、障がい者団体からのさらなる聞きとり、県が条例を制定している中で市も制定する必要があるかどうか、など調査をしようということで正式に所管事務調査を立ち上げました。

令和2年10月15日



所管事務調査第1回

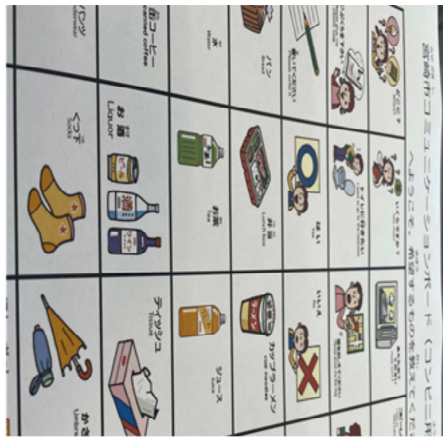
佐賀市の現在の取り組み状況の確認

第1回の所管事務調査では、佐賀市の現在の取り組みについて保健福祉部障がい福祉課から説明を受けました。

市の取り組みは意思疎通支援事業や日常生活用具給付事業などがあり、県条例を踏まえたものとしては手話教室の開催や障がい福祉課窓口への手話通訳者の配置があるとのことでした。

これを受けて、委員間協議では、「聴こえについての様々な相談は医療機関や店舗などに任せるのではなく、市としても相談できる環境が必要」「全国障害者スポーツ大会に向けて多くのボランティア養成が必要となる」「加齢などに

よる難聴など手帳を持たない方もかなり多いと推測される。手帳を持たない人への支援も必要」「コミュニケーションがとりにくいことから外出を控えるなどの傾向があるとのことだが、社会参加を促すために意思疎通支援事業が利用者のニーズに答え切れてない」「コミュニケーションアプリの活用など市民や市役所での周知も必要」などの意見が出されました。



所管事務調査第2回

宮崎市障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に関する条例について

令和2年11月12日

第2回の調査では、「宮崎市障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に関する条例」について宮崎市へ先進地視察を行いました。

宮崎市では、障がいの有無にとらわれないコミュニケーション条例を制定されており、宮崎市と同日施行で宮崎県が聴覚障がいに特化した条例を制定されていたこともあり、県との調整方法や条例の考え方を学ぶ貴重な機会となりました。

宮崎市の条例は「心つなぐ条例」という通称で、障がいの有無にかかわらず、全ての市民のコミュニケーションの推進に関し、啓発も積極的に行われていました。この視察を受けて、

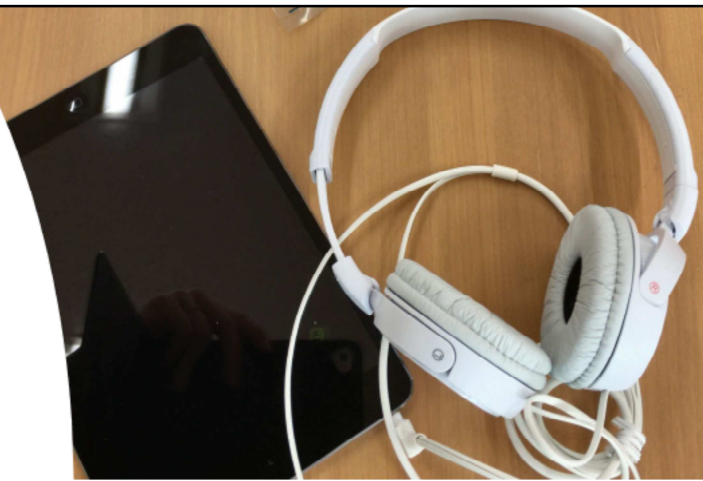
佐賀市でも特定の障がいを対象とするのではなく全ての市民を対象とするコミュニケーション条例の検討を進めていくべきであり、調査についても福祉部門だけでなく教育部門や聴覚障がい以外の障がい者団体からも意見や考え方を聞く必要がある、ということで全委員が同意しました。

所管事務調査第5回

佐賀県聴覚障害者サポート
センターからの意見聴取

ヘッドフォンや耳栓を使い
聴覚障害を疑似体験

令和3年1月13日



その後、執行部から説明を聞くなどの調査を重ね、令和3年1月13日の第5回所管事務調査で、あらためて佐賀県聴覚障害者サポートセンターからの意見聴き取りを行いました。

ここでは特に「手話が言語である」という意味について掘り下げた話を聞きました。手話を理解できるのは聴覚障がい者の3割程度とされていますが、手話は単に障がいを補う道具ではなく、国語や英語を学ぶのと同じような言語であり、国際的に認知された文化であるということを広く理解してほしい、と強調され、できれば条例で「手話言語」として「手話言語を獲得する」「手話言語を学ぶ」「手話言語で学ぶ」「手話言語を使う」「手話言語を守る」の5つの

権利を保障してほしいとの要望がありました。

この日は意見聴取の後、器具を用いて聴覚障がい(難聴)の擬似体験もさせて頂きました。



令和3年1月19日の第6回所管事務調査では、佐賀市視覚障害者福祉協会の皆さんからの聴き取りを行いました。

協会の皆さんからは、生まれつきの視覚障がいや中途での失明、弱視など、同じ視覚障がいでもいろいろな状況が異なること、また点字が一番よく使う文字ですが、点字を読める人の割合が少ないのも事実であるため、幼少時から点字に触れる機会が望ましいこと、また、音声が必要なコミュニケーション手段であるにもかかわらず、信号機の整備状況に課題があること、障がい者雇用において、視覚障がい者が不利に置かれているなど、具体的な実情を

聞かせていただきました。

この日も、聴き取りの後、器具を用いて弱視の疑似体験をさせていただきました。

所管事務調査第8回

佐賀市とここまでの調査内容を踏まえた上での意見交換



令和3年2月4日

令和3年1月25日の第7回所管事務調査では、障がい当事者の団体の皆さんからの聞き取りを踏まえて、委員会であらためて協議を行いました。

委員会としては、条例は手話とコミュニケーション支援の2本柱で制定することが広く市民の理解が得られるのではないかと、との考えで一致し、所管事務調査の調査事項を「手話言語条例(仮称)の必要性」から「情報コミュニケーション条例の必要性」に変更しました。

2月4日の第8回所管事務調査では、執行部との意見交換を行い、これまでの協議を踏まえて、障がいの有無にかかわらず市民全体のコ

コミュニケーションが円滑となる条例が必要であること、制定にあたっては福祉部門だけでなく教育部門を始め幅広い知見が必要となるため、執行部が行うべき、という委員会の考えを伝えました。

執行部からは、条例を制定するなら執行部で行うのが望ましいが、実効性を持たせるために市民を巻き込む仕掛けづくりが必要であり、県条例との調整も必要ということで、今後、条例制定を前提に研究したいとの意見が示されました。

令和3年3月18日

佐賀市議会
議長 川原田 裕 明 様

文教福祉委員会
委員長 池田 正 弘

令和3年3月8日

文教福祉委員会 所管事務調査報告書

1 調査期間

令和2年12月1日

2 調査事項

情報コミュニケーション条例制定の必要性について

3 調査に至った経緯及び調査目的

我が国において、手話は、昭和の初め頃から口話法により使用が事実上禁止されてきた。平成18年12月13日の国連総会において障害者権利条約が採択され、条約の中で手話が言語であると明記された。しかしながら、我が国においてはいまだ手話を言語として定める法

その後、これまでの調査をまとめて議会全体に示す報告書の内容を協議し、令和3年3月8日の第10回所管事務調査で決定しました。

所管事務調査
「情報コミュニケーション条例制定の必要性に
ついて」
佐賀市議会議長 に提出

令和3年3月18日

佐賀市議会 文教福祉委員会全委員で

令和3年3月18日の本会議終了後、「情報コミュニケーション条例の必要性について」の所管事務調査報告書を委員全員で川原田裕明議長に提出しました。

所管事務調査
「情報コミュニケーション条例制定の必要性に
ついて」
佐賀市長に提出



さらに令和年3月23日、3月議会の最終日に所管事務調査について本会議で池田文教福祉委員長が報告を行い、閉会後に佐賀市議会を代表して川原田議長から秀島市長に対し、所管事務調査報告書を提出しました。



今回の所管事務調査のまとめのポイントをご説明します。ちなみに、この写真は、今回の調査の大きな転換点となった宮崎市の視察での記念の1枚です。

<調査のまとめのポイント>

(1) コミュニケーションの支援は「障がい者への福祉施策」だけでは限界がある

- ・福祉の担当部局だけでは不十分
- ・行政だけではなく広く市民、事業者の協力も不可欠

(2) 現在の市の取り組みでは不十分

- ・障害者手帳を持たない人もコミュニケーション支援を必要としている人は多い（加齢による場合や外国籍の方なども）
- ・施策に取り組む部署や対象者を広げる必要がある

(3) 「佐賀県手話言語と聞こえの共生社会づくり条例」との関係

- ・市民に最も近い場で、県の条例を補う施策が必要

調査のまとめのポイントとして、第1に、コミュニケーションの支援は「障がい者への福祉施策」だけでは限界があるということです。福祉の担当部局だけでなく、行政の幅広い分野、また広く市民や事業者の協力も不可欠です。

第2に、現在の佐賀市の取り組みでは不十分ということです。加齢による障がいや外国籍の方など、障害者手帳を持たない人もコミュニケーション支援を必要としている人は多く、施策に取り組む部署や対象者を広げる必要があります。

第3に、「佐賀県手話言語と聞こえの共生社会づくり条例」との関係で、県の条例があるから必要ない、ということではなく、市民に最も近

い場で、県の条例を補う施策が必要だということ。

<調査のまとめのポイント>

(4) コミュニケーションの手段について

- 手話や点字は重要なのに障がい当事者でも使える人が少ない
- いろいろな情報ツールもあるが、広く行き渡っていないため情報を受け取れない方々も多い

(5) 情報コミュニケーション条例の制定が必要！

- 市役所全体で市民、事業者とともに広く市民を対象としたコミュニケーション支援に取り組むため
- 2024年の国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会を契機に「障がいの有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現のため

⇒執行部に条例制定を求めるとともに、取り組み状況をチェックする

第4に、コミュニケーションの手段について、手話や点字は重要なのに障がい当事者でも使える人が少ないということ、いろいろな情報ツールもありますが、広く行き渡っていないため情報を受け取れない方々も多いということをおさえる必要があります。

第5に、それらを踏まえて、情報コミュニケーション条例の制定が必要だということです。

市役所全体で市民、事業者とともに広く市民を対象としたコミュニケーション支援に取り組むため、また2024年の国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会を契機に「障がいの有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し合

いながら共生する社会」の実現のために、
執行部に条例制定を求めるとともに、取り
組み状況をチェックすることも報告に盛り込
みました。

以上が文教福祉委員会の報告です。